

IV 福祉事業 2

(公財) 日本教育公務員弘済会山口支部

令和5年度 宿泊補助 申請要項

【 セントコア山口宿泊利用券発行についてのお知らせ 】

令和5年4月1日発行分よりセントコア山口の宿泊利用券発行については下記のようにいたします。(県内郵便配達可能日数が不安定なため)

- ◎ 申請のお電話をいただいた際におおむね1週間以内の宿泊については宿泊利用券をセントコア山口へ当支部よりFAXします。(申請者様にご了承をいただいた場合のみ)
- ◎ 宿泊日が1週間以上後の場合は通常通りに申請者様へ送付します。
- ◎ 他の宿泊施設についてはFAX対応を原則行いません。

『会員』(福祉事業においては教弘保険にご加入いただいている方を『会員』とします)が日教弘指定宿泊施設に宿泊する時に宿泊利用券を発行します。下記事項を確認され申請してください。

発行可能『会員』資格	◆65歳未満の会員 ①「新教弘保険」基本型(現在販売なし)6口以上の加入者 ②「新教弘保険」A型・B型、ユース教弘10口以上の加入者 ◆65歳以上の会員 ①1種教弘保険加入者(3口以上) ②新教弘保険K型加入者(原則3口以上) ※『会員』資格がご不明な場合は山口支部までお問い合わせください。
助成額	1泊 2,000円
発行限度	12泊 (宿泊期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日)
その他発行	同伴宿泊家族(『会員』1名につき1名) 1泊 1,000円
指定宿泊施設参照	◇ 令和5年4月発行「令和5年度 山口教弘のしおり」 ◇ (公財)日本教育公務員弘済会 HP http://www.nikkyoko.or.jp/ HOME > 日教弘会員の皆様 > 日教弘指定宿泊施設リスト
備考	『会員』並びに同伴家族1名について1旅行3連泊まで発行とする。 子女の受験の際は単独宿泊でも発行可能(1旅行3連泊まで) 教弘グループ保険加入のみの会員へは発行不可

宿泊施設利用券 申請・利用方法 ①~④の順で申請・利用してください。

- ① 日教弘指定宿泊施設を予約
- ② 『会員』本人が電話で山口支部 (☎0834-21-8083) へ申請
※宿泊日の**5営業日前**までに申請してください。(山口支部は土日祝日・年末年始は休業です)
- ③ 宿泊利用券郵送(ご所属先もしくはご自宅)
- ④ 宿泊施設精算時にフロントへ提示

注意事項

◆ 申請は電話のみ受付

※随時の確認が取れないためFAX・メール等での申請は不可としています。

電話以外の方法で申請された場合に起こった不利益について当支部は関与いたしません。

- ◆ パックツアー・インターネット系列旅行代理店等からの予約の場合、当会の宿泊利用券使用不可としている宿泊施設があります。(予約をされる前に直接宿泊施設へ確認してください)
- ◆ 宿泊予約をキャンセルした場合は速やかに山口支部まで連絡してください。(連絡なき場合は利用泊数にカウントされます)

※ 個人情報の取扱いについては当支部 HP をご覧になるか当支部までお問合せください。